

税のお知らせ

10月の納税等

村県民税／第3期
 国民健康保険税／第4期
 後期高齢者医療保険料／第4期
 保育料／10月分
 納期限／10月31日(木)

納期限内の納付にご協力ください。
 納付は便利な口座振替をご利用
 ください。

令和元年分 年末調整・青色申告決算等説明会(および消費税軽減税率制度説明会)日程表

開催日	説明会	時間	対象地域等	会場
11月20日 (水)	年末調整説明会	9:30 ~11:30	津島市 愛西市	津島市文化会館 小ホール (津島市藤浪町 3丁目89-10)
	消費税軽減税率 制度説明会	11:30 ~12:00		
	年末調整説明会	13:30 ~15:30	飛島村 弥富市 あま市 大治町 蟹江町	
	消費税軽減税率 制度説明会	15:30 ~16:00		
11月21日 (木)	青色申告決算等 説明会	13:30 ~15:30	個人で 青色申告 の方	
	消費税軽減税率 制度説明会	15:30 ~16:00		

●問合せ先

津島税務署 個人課税部門
 ☎2612161(代表)

※電話は自動音声により案内して
 いますので、音声案内に従い
 「2」を選択してください。

住民税の年金特徴(年金からの天引き)について

4月1日現在65歳以上の方のうち、
 老齢基礎年金などの公的年金等を受給されている方は、その公
 的年金等の所得に係る住民税が公
 的年金等から特別徴収(天引き)さ
 れる場合があります。なお、障害
 年金や遺族年金は対象となりませ
 ん。
 年金からの特別徴収がされる時
 期、金額等は、次の表を参考にし
 てください。
 年金から特別徴収される税額は
 毎年6月上旬に発送する納税通知
 書でお知らせしていますので、ご
 確認ください。

昨年度、年金から特別徴収されている人

徴収方法	年金から特別徴収(天引き)					
	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
算出方法	それぞれ「前年度の公的年金等に係る年税額×1/2」を3等分にした税額			それぞれ年税額から4・6・8月分(仮徴収税額)を差し引いて3等分した税額		

今年度から特別徴収が開始された人

徴収方法	普通徴収(自分で納付)		年金から特別徴収(天引き)		
		6月	8月	10月	12月
算出方法	それぞれ年税額の1/4		それぞれ年税額の1/6		

税制改正があります

◎法人住民税

法人住民税法人税割税率が変更
 となりますので、ご確認ください。
 新税率適用時期にご注意ください。

現行	改正後
申告期限が令和2年10月末以前の確定申告	申告期限が令和2年11月末以降の確定申告(令和元年10月1日以降開始事業年度分)
9.7%	6.0%
申告期限が令和2年4月末以前の予定申告	申告期限が令和2年5月末以降の予定申告(令和元年10月1日以降開始事業年度分)
法人税割額×6÷前事業年度(連結事業年度)月数	法人税割額×3.7÷前事業年度(連結事業年度)月数



○軽自動車税

10月1日から自動車取得税(県税)が廃止され、自動車税および軽自動車税において「環境性能割」が導入されます。

○対象軽自動車

3輪・4輪以上の取得価格が50万円を超える車両(新車・中古車を問いません。)

○手続

これまでの自動車取得税と同様、軽自動車の取得時に申告・納付をしてください。なお、軽自動車税環境性能割は市町村税となりますが、当分の間は愛知県が賦課徴収を行います。

○税率

軽自動車取得価格に次の表に示す税率を乗じた額が課税されます。

なお、消費税引き上げの対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間は税率が1%軽減されます。

※現行の軽自動車税は軽自動車税種別割に名称が変わりますが、手続や税率に変更はありません。

区分	税率		営業用
	10月1日から 令和2年9月30日	令和2年10月1日 から	
電気軽自動車 天然ガス軽自動車 (平成21年排出ガス規制適合かつNOx10%低減達成 または平成30年排出ガス規制適合)	非課税	非課税	非課税
ガソリン車 (ハイブリット車を含む)	平成17年排出ガス 基準75%低減達成 車(★★★★) または 平成30年排出ガス 基準50%低減達成 車(★★★★)	令和2年度燃費 基準+20%達成 令和2年度燃費 基準+10%達成 令和2年度燃費 基準達成	0.5%
	上記以外	平成27年度燃費 基準+10%達成	1%
	1%	2%	2%

**令和元年10月から
地方税共通納税システム
が始まっています。**

地方税共通納税システムとは、eLTAX(エルタックス)を利用して、すべての地方公共団体へ、自宅や職場のパソコンから電子納税が可能となる仕組みです。

インターネットバンキングまたはダイレクト納付といった納付方法により、地方公共団体や金融機関の窓口に向くことなく個人住民税(特別徴収分)などを複数の地方公共団体に対して、一括で電子的に納税することができます。

※eLTAXは、すべての地方公共団体で組織する「地方税共同機構」が運営する地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

●地方税共通納税システムで飛鳥村へ納税できる税金の種類

・個人住民税(特別徴収分・退職所得分)
・法人村民税

●利用方法

利用方法、利用可能な金融

機関など、詳しくはeLTAXホームページご覧いただくか、eLTAXヘルプデスクへお問合わせください。

●問合せ先 ヘルプデスク

☎0570-08-11459

●受付時間

午前9時～午後5時
(土日祝・年末年始除く)
ホームページ

<http://www.eltax.jp/www/contents/1553671583266/index.html>

政府広報

2019年10月1日、消費税・地方消費税の税率は10%へ。

※10%のうち2.2%は地方消費税です。

👉 税率引上げは社会保障制度を次世代に引き継ぎ、みんなが安心できる社会にするために必要です。

👉 引上げ分は、すべての世代を対象とする社会保障のために使われます。

👉 家計と景気、両方の視点から対策を実施します。

政府広報 消費税